

子ども手当が始まりました

子どもたちの成長を応援します

子ども手当の概要

子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな成長を社会全体で支援することを目的としています。中学校修了前の子どもを養育する方（受給者）を対象に、児童1人につき月額13,000円を支給します。所得制限はありません。

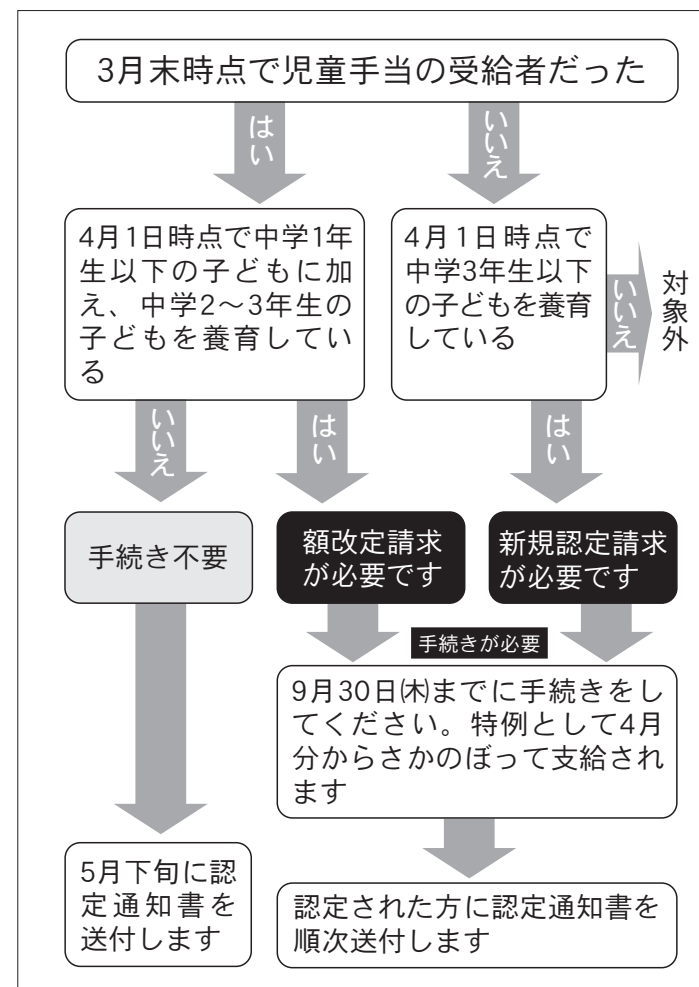
「児童手当」が「子ども手当」に変わります

	(今まで) 児童手当	(これから) 子ども手当
支給対象となる子ども	0歳から小学校修了前まで	0歳から中学校修了前まで
受給者要件	支給対象となる子どもを養育する保護者(子どもの父または母などで、ご家族の生計中心者です)	
支給額	3歳未満……………月額1万円 3歳以上(第2子まで) 月額5千円 (第3子以降) 月額1万円	一律月額1万3千円
目的	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上	次代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな成長を社会全体で支援
その他		子ども手当を各市町村に寄附できる仕組みを設ける

申請が必要な方

3月末時点で、留萌市で児童手当を受給(0歳〜小学6年生)していた方は、申請の必要はありませんが、中学校の新2、3年生の子どもがある世帯や所得制限などで児童手当を受給できなかった世帯は、申請が必要になります。

対象となる子どもがいる世帯主には、4月下旬頃、「認定請求書」を送付(手続きなどについては、同封のご案内をご覧ください)します。左の図の内容を確認され、4月末ま



で「認定請求書」が届かない場合には、「ご連絡ください。」

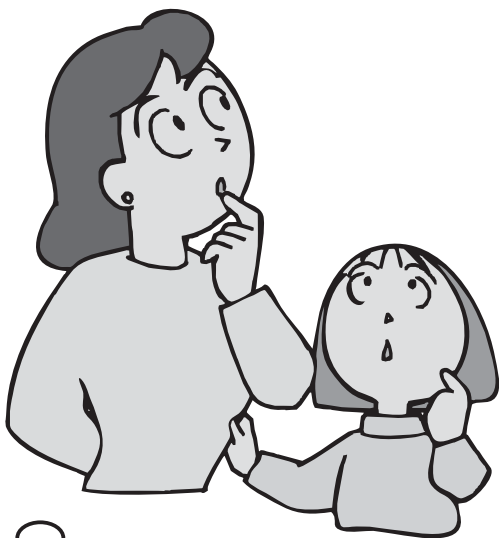
出生などにより支給の対象となる子どもが増えたとき、子どもを養育しなくなったときや転入、転出するときなどは、その翌日から15日以内に手続きをしてください。

手続きが遅れると手当を受給できない月が生じたり、すでに支払を受けた手当を返還しなければならなくなったような場合がありますので、「ご注意ください。」

こんな時にも手続きが必要ですよ

- 申請に必要な書類**
印鑑、保険証(厚生年金の方)、受給者名義の通帳。
- 支払い月**
6月、10月、2月
(それぞれの月の前月分まで)。
- 申請場所**
市・児童家庭課 ☎42・1808
8時50分から17時20分まで。
土、日、祝日、
12月31日から1月5日まではお休みです。
- 寄附について**
次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子ども手当の全額または一部を支給を受けずに寄附をする場合がございます。
詳細につきましては、市・児童家庭課までお問い合わせください。

子ども手当 Q&A



Q 公務員も市役所で手続きが必要ですか？

A 市では把握できないため、公務員の方にも書類が送付されていますが、公務員は勤務先で支給されますので、各職場で手続きをしてください。

Q 子ども手当に現況届はありますか？

A 受給者として認定された方は、毎年6月に受給資格更新のため現況届を提出してください。ただし、4月、5月に新規認定請求、額改定認定請求した受給者は不要です。

Q 子ども手当には所得制限がないので、受給者は父母どちらでもよいのですか？

A 父母の収入の状況(恒常的に高い方)、子どもと同一の健康保険に加入されている方、住民票上の世帯主などを総合的に見て判断します。

Q 留萌市から引っ越し(転出)するときには手続きが必要ですか？

A 受給者が転出する時は、子ども手当消滅届の手続きをしてください。
転出先で新たに子ども手当の申請が必要になります。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するという趣旨のもとに支給されるものです。子ども手当は、子どもの健やかな成長のために、子どもの将来を考え、有効に活用しましょう。

子ども手当についてのお問い合わせは 市・児童家庭課 ☎42・1808